

不正改造車を排除する運動

1 運動の目的

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし、道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている者も見受けられます。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現することを目的とします。

2 実施期間

平成30年6月1日（金）から6月30日（土）までの1ヶ月間を強化月間とし、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。



3 実施機関

国土交通省および自動車関係33団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施します。



4 運動の重点実施事項

(1) 重点排除項目

- (ア) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラー装着
- (イ) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (ウ) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (エ) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

(2) 基本排除項目

- (ア) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (イ) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (ウ) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (エ) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (オ) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (カ) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け・不正な二次装装
- (キ) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し・不正軽油燃料の使用

(3) 重点実施事項

- (ア) 自動車使用者への啓発・アンケート調査の実施
- (イ) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進
- (ウ) 迷惑改造車・迷惑黒煙相談窓口（不正改造車・黒煙110番）の設置・情報収集の充実
- (エ) 不正改造車の自動車使用者に対する警告ハガキを送付
- (オ) 街頭検査の実施・構内検査の実施・不正改造等に対する報告徴収及び立入検査

不正な改造をしている業者や所有者（使用者）を見かけたら、**滋賀運輸支局又は最寄りの警察署（交番・駐在所）**へお知らせ下さい。

みんなの「目」で不正改造車を排除して、安全安心な道路環境を作りましょう。